

52	福祉保健局	医療人材の確保に向けた新たな取組
事業概要	<p>(1) 医師等医療従事者の確保策を協議することを目的に、東京都地域医療対策協議会を設置し、医師の確保及び育成の現状と、課題の整理や制度の改善について幅広く協議している。協議を踏まえ、病院勤務医師の負担軽減に向けた医療機関での取組を支援する事業を実施するとともに、小児、周産期、へき地、救急医療に従事する医師を養成するため、医師奨学金制度を創設したところである。</p> <p>(2) 新人看護職員が、病院内で十分な研修を受けられる体制を整備するため、専任の研修担当者の配置や研修用シミュレーションモデルの整備とともに、新人研修体制構築も支援している。</p> <p>また、看護基礎教育の充実を図り、新人看護職員の早期離職の防止と定着を促進するため、看護師養成所に対する実習資器材の整備を支援している。</p> <p>一方、離職した看護職の身近な地域の病院において、日々進歩する医療・看護の技術や知識の習得及び就業ニーズを踏まえた相談の体制を確保することで、再就業を希望する看護職の不安を払拭し、円滑に就業できるよう支援している。</p>	
これまでの経過	<p>(1) 東京都地域医療対策協議会の開催状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○協議会 平成19年度 計6回開催 ○医師確保対策講演会の実施(19年11月27日:都庁5階大会議場) ○「医師の確保に向けた提言」(20年2月:協議会からの提言) ○東京シニアレジデント育成事業の開始(19年11月) <p>(2) 新人看護職員研修体制整備事業及び看護職員地域確保支援事業の開始(19年4月)</p> <p>(19年度実績)</p> <p>ア 新人看護職員研修体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修専任者人件費補助(300床以上):18病院 ・シミュレーションモデル購入費補助 <ul style="list-style-type: none"> 300床以上:10病院 300床未満:12病院 看護師養成所:5養成所 ・就業協力員派遣による研修体制構築支援(300床未満):16病院 <p>イ 看護職員地域確保支援事業 24病院を指定(20年3月31日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講者数:379名 ・就業者数:147名 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現在の進行状況</p>	<p>(1) 東京都地域医療対策協議会の開催状況等</p> <p>○協議会開催</p> <p>平成 20 年度 5 月 19 日「緊急医師確保対策に基づく医学部定員増について」 9 月 11 日「医師勤務環境改善事業の実施について」ほか 11 月 21 日「周産期医療対策等について」ほか 2 月 20 日「東京都地域医療支援ドクター事業について」ほか</p> <p>○20 年 7 月「東京都医師奨学金貸与条例」制定</p> <p>○20 年 9 月「医師勤務環境改善事業」の開始</p> <p>○20 年 11 月「東京都地域医療支援ドクター事業」の開始</p> <p>(2) 新人看護職員研修体制整備事業と看護職員地域確保支援事業の実施状況等</p> <p>ア 新人看護職員研修体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修専任者人件費補助(300 床以上) 23 病院 (新規 5 病院、2 年目 18 病院) ・シミュレーションモデル購入費補助 300 床以上：8 病院 300 床未満：5 病院 看護師養成所：7 養成所 ・就業協力員派遣による研修体制構築支援(300 床未満) 9 病院を選定して実施 <p>イ 看護職員地域確保支援事業 29 病院を指定して実施</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<p>(1) 東京都地域医療対策協議会において引き続き協議を行うとともに、医師勤務環境改善事業や医師奨学金制度等により、地域医療を担う医師の養成・確保、病院勤務医の負担軽減や女性医師の再就業に向けた取組などの推進を図っていく。</p> <p>(2) 支援を実施した病院の新人看護職員の定着率や養成所の退学率減少等の検証を行い、看護職員確保対策の促進につなげていく。</p> <p>また、29 の地域就業支援病院の受講・再就業実績を取りまとめて検証し、より再就業希望者のニーズに沿った、効果的な復職支援研修や再就業支援相談の実施につなげていくことで、再就業のさらなる促進を図っていく。</p> <p>都内の看護職員の充足に向けて、定着・離職防止対策を一層促進するため、常勤看護職員に対する短時間正職員制度の導入を支援する取組の推進を図っていく。</p>	
<p>問い合わせ先</p>	<p>福祉保健局 医療政策部 医療人材課</p>	<p>電話 03-5320-4441</p>